

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し			
税 目	法人税			
要 望 の 内 容	<p>社会医療法人の認定が取り消された場合、法人税法第 64 条の 4 第 1 項の規定により、当該医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされている。</p> <p>この規定から医療法人を除外し、過年度分の所得には課税しない措置に改めることによって、社会医療法人の経営の安定性を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="874 909 1489 1003"> <tr> <td data-bbox="874 909 1219 1003">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 909 1489 1003">▲ 3 1 5 百万円 （ 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 3 1 5 百万円 （ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 3 1 5 百万円 （ 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>社会医療法人が設置する医療機関は地域医療の確保について重要な役割を担っている。その経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地域医療の崩壊を防ぐためには、社会医療法人の認定取消があったとしても、その法人が経営する医療機関が、引き続き地域医療の担い手として役割を果たす必要がある。</p> <p>社会医療法人が救急医療等確保事業を維持・拡大するためには、収益を医療設備の充実などのために投資していくことが必要となり、法人税に相当する金額を内部留保していくことは不可能である。</p> <p>そのため、現行の制度では、認定取消時に多額の法人税を納税することにより、経営が立ち行かなくなることが考えられ、医療提供を断念した場合には、地域医療の崩壊につながるおそれがあるなど、地域に多大な影響を与えてしまうことが危惧される。</p> <p>社会医療法人は、毎年度、地域にとって必要不可欠な救急医療等確保事業を実施し、地域に多大な貢献をしており、その実績を評価することが必要である。</p> <p>また一方で、同じ事業の実施を続けるだけでなく、地域において求められる役割の変化にも応えられるような柔軟な対応が求められる。</p> <p>社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図り、住民に真に必要な地域医療を安定的に提供できる体制を構築していくためには、社会医療法人の認定要件を満たさなくなり認定の取消があった場合でも、法人税を遡及して課税しない措置に改める必要がある。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政策の達成目標	地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図るにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	地域住民にとって必要とされる医療提供体制の充実
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	法人自らが社会医療法人から撤退しようとする場合の他、地域の医療ニーズの変化など外的な事情で救急医療等確保事業の実績要件を満たさなくなることにより、社会医療法人の認定が取消されてしまうことが想定される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	遡及して課税しない措置に改めることにより、社会医療法人の経営継続の安定性を確保し、地域において必要な医療を安定的に提供できる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・社会医療法人における医療保健業(本来業務)の非課税措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その経営の安定化を図るために税制措置を講じることは適当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—